

## 投資サービス法(仮称)における第1種業者の付随業務及び届出業務のイメージ

付随業務	届出業務
有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理	金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務
信用取引に付随する金銭の貸付け	金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け	円建銀行引受手形の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
有価証券に関する顧客の代理（投資一任契約の締結に係る代理を含む。）	自ら所有する不動産の賃貸
投資信託委託業者の有価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理	物品賃貸業
投資法人の有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理	他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
累積投資契約の締結	確定拠出年金運営管理業
有価証券に関連する情報の提供又は助言（投資顧問業に該当するものを除く。）	国民年金基金連合会から委託を受けて行う確定拠出年金に係る業務
他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理	特定法人等の業務の遂行等業務
商品市場における取引に係る業務	債務保証の媒介
M & Aの相談・仲介	貸金業法に基づく貸金業に含まれない金銭貸借の媒介等業務
通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務	貸金業
資産保管会社の業務	宅建業
譲渡性預金の預金証書の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務	商品取引等（現物決済）業務
金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務	債務保証業務
他の事業者の経営に関する相談に応じる業務	債務履行引受契約に関する業務

(注) 網掛け部分は、今回の投資サービス法(仮称)において、業務の自由度を高める観点から、これまで届出業務・承認業務であったものをそれぞれ付随業務・届出業務と位置付けるなどしているもの。